

電力・ガス取引監視等委員会

第43回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年4月26日（水） 10：10～11：52
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第43回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者・随行者は受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

それでは、議事に入りたいと思います。

それでは、本日はオブザーバーとして北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席されますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

以降の議事進行は、山内座長にお願いいたしたく存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

○山内座長 それでは、議事次第に従って進めさせていただきますが、議事次第を御覧になってお分かりのように、今日は議題が4つということでございます。

それでは、早速1番目の議題です。消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等についてでございます。これは事務局から御説明いただき、その後質疑ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 それでは、資料3－1を御覧ください。

消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する御回答ということでございまして、

これまでこの会合において御議論いただいたところでございますが、まず2ページ目を御覧ください。本日は、その後の審査の進捗などを踏まえまして、事務局で更新したこの御回答案を御議論いただきたいと考えてございます。そして、本日ここで御了承いただければ、これをもって消費者庁と消費者委員会の方に回答を申し上げたいというふうに考えております。

それで、中身に入っていきますけれども、主要なところを中心に御説明していきたいと思っております。

まず、5ページ目を御覧ください。これは消費者庁からの御意見ということでございまして、原価算定の適正性を判断するベースとなる直近の実績について、コスト効率化の取組は適切であると評価されるかと。コスト効率化の取組は経年により深掘りされるべきであり、これまでの取組を評価したうえで、さらなる深掘りを求めるべきである等々。また、それぞれの費用項目についても、種目別に分解して経年変化を確認し、外的要因による変化とその外的要因を緩和するための方策について説明する必要がある。こうした意見をいただいております。

これについての考え方でございますけれども、各事業者の効率化の取組については、過去実績を踏まえ、定量的に横比較を行ってまいりました。その上で、横比較の結果に基づき、各事業者の効率化係数を定め、各費目の査定に用いるなど、厳格かつ丁寧に審査を行ってきました。

具体的には、効率化係数の算定に当たりまして、固定的な費用について、過去6年間の費用水準を確認し、コストの低い上位の事業者の平均値をベンチマークとして、ベンチマークまで深掘りを求めることとしました。さらに、上位の事業者も含めて過去の実績が効率的ではないという可能性も考慮いたしまして、ベンチマークに上乘せして、全事業者に対し3年で4.2%のさらなる効率化も求めたというところでございます。

それで、その結果、最大で23.0%の効率化を求めることとしました。

そして、各事業者における調達状況についての確認も行って、6スライド目をお願いいたします。そこで各事業者の調達状況について資料3-2と3-3のとおりまとめましたというところで、まず資料3-2を御覧ください。

そこでまた1ページめくっていただきまして、これは7事業者における調達状況を整理しました。それで、具体的には水力・火力等々6分野別に、設備投資・固定資産等の各費目について、調達金額上位10社における入札者及び発注形態について整理をいたしました。

それで、各社別の発注の動きをまず整理をしました。これは全部で149ページにわたるものでございます。

さらに、今度は資料3—3をお開きください。

もう一つ今回追加して行ったものは、この資料3—3の2ページ目を御覧いただきたいんですけれども、次に、それぞれ会社別に分野別・費目別に調達金額上位10件における入札者と発注形態を整理したところですが、ここではさらに競争入札の案件に絞って応札者数を整理したところでございます。さらに火力発電所と原子力発電所において定期的に実施される点検工事などを抽出しまして、調達先や契約方法などの詳細を確認して整理をしたものでございます。

4ページ目以降を御覧いただきたいんですけれども、これは競争入札における金額と分野と応札者数をまとめたものでございますが、これを見ますと、競争入札においては1者単独ということはほとんどなくて、大体複数者が応札をしているという状況にございました。

続きまして、33スライド目まで飛んでいただきたいんですけれども、さらに定期的な工事の調達状況に関する調査ということで、大規模な定期点検が行われることが多い火力発電所と原子力発電所に注目しまして、主要な火力発電所・原子力発電所について、主要設備、火力発電所でしたらボイラー、原子力発電所だったら原子炉、あと付帯設備、さらには原子力発電所におきましては建屋関係の設備について、発注金額が大きいものについて調達状況を確認いたしました。それが34スライド目以降でございます。

こうしたところを見ますと、特命による契約が多いところでございますけれども、特命となった理由と、特命の場合はさらに特命における調達の工夫というところを確認いたしました。これを見ますと、例えば北海道電力の火力では、工事の品質確保と不具合を防止するために、過去の工事履歴等を含めて一貫した設備管理が必要であるためといった理由が掲げられているところでございますが、また調達の工夫としましては、例えば詳細見積りの把握をするですとか、類似工事において市況調査を実施する。あるいは、他の事例では、発注を細分化して特命以外の部分で競争を働かせる部分を増やす。そういった対応も見られたところでございます。そういった調達状況を、それぞれ7事業者について確認したものをつけさせていただきました。

また資料3—1に戻りまして、6スライド目でございますけれども、以上のような確認を行って、また費用項目の経年変化については現行原価と今回申請の比較も行い、大幅に

増加している場合にはその理由を確認するなど、適正な料金原価になるように査定を行っております。

またいろいろ縷々回答が続くところですが、一番主要なところとしましては42スライド目、電力会社の不適切事案に関連するところでございます。

そこで1ページめくっていただきまして43スライド目ですが、カルテルの疑いや顧客情報の不正閲覧といった、電力会社の企業倫理上、消費者の信頼を損なう事案が続いているが、これらの事案が料金へ与える影響を検証すべきであるというところでございますが、ここは当会合としての考え方の案としまして、2つ目のボツですが、これらの不適切事案については、規制料金に影響を与える可能性のあるシナリオを検討しました。具体的には、カルテル事案によって中部電力の特高・高圧の電力価格が高止まり、その結果としてコストが高止まる可能性が考えられると。また、不正閲覧を通じて新電力の顧客を獲得して、新電力を市場から退出させることで市場の競争圧力が低下し、高コスト体質につながる可能性も考えられる。これらのシナリオについて、参考資料に記載したデータ、これは後ほど紹介しますが、それを用いて検証を行った限りでは、不適切事案が規制料金に直接的な影響を与えているという明確な因果関係は確認されませんでした。不適切事案を通じて高コスト体質となり、間接的に規制料金に影響を与えるのではないかと。いった懸念が払拭し切れないという可能性も考慮しまして、効率化の取組など厳正に審査を行う必要があると考えているところでございまして、先ほど申しましたとおり、4ボツ目ですが、効率化のさらなる深掘りを求めることとしまして、最大で23%の効率化を求める効率化係数を設定して、各費用の査定に当該係数を用いることとしましたということをお答えさせていただいております。

分析的なところにつきましては、この資料の57スライド目以降でございます。1つは、このカルテルが締結されていたとされる期間について、契約口数がどう変化したか。あるいは、58スライド目ですが、新規の契約獲得件数がどう変化したか。次に、次のページですが、料金がどう変化したか。さらに、これについては次の60ページ目で、これは全国の平均値と中国エリアにおける中国電力の価格、あとは中国エリアにおける関西電力といったものを比較したものになります。

61スライド目では、今度は逆に関西エリアにおける中国電力の価格、関西電力の価格、あと全国の平均値を示しております。そういった分析を行ったところでございます。

また、67スライド目では、これは不正閲覧事案の影響とかを見るために使ったもので、

規模別に競争関係に立つ新電力の数、小売電気事業者の数がどう変化したかというのを示したものと。

あとは、70スライド目で、複数の新電力のシェアが各地域別でどう変化したかというのを整理・分析させていただいております。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

ということで、消費者庁及び消費者委員会からの御意見に対応することで事務局として案をつくっていただきました。

それでは、これについて皆様から御意見、御質問ということにしたいと思います。挙手機能をお使いになって御発言の御希望をこちらにお伝えいただければというふうに思います。どなたかいらっしゃいますでしょうかね。

基本的に今御説明いただいたのは、調達に関しての入札等の状況との関係。それから、もう一つは不適切事案の関係について少し事務局の方で深掘りをして、そして分析していただいたということでもあります。それは、後で出てきますけれども、査定方針、効率化等を含んだカテゴリーに入ってくるということでもあります。

いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。消費者庁さんから手が挙がっています。どうぞ御発言ください。

○檜橋オブザーバー 消費者庁でございます。ありがとうございます。

今回の電気料金・規制料金の値上げ申請について、燃料費の高騰が申請の主要因であるということはそうなのですが、このような、ただいま説明もあったような不正事案の発覚というのは審査にも大きな影響があったというふうに認識をしておるところでございます。審査要領の議論において想定していなかったこと、まさか違法行為をやるなんてというのはまさに想定外のことだったと思いますけれども、この不正事案が料金に与える影響については、電気事業法の認可要件である能率的な経営がなされていたかどうかということに関わるものであることから、審査の前提になるということで検証をお願いしているところでございます。ただいまも説明がございましたけれども、影響がないとは言い切れない、定量的な評価は不可能であるというような結論であるというふうに認識をしたところでございます。かねて委員からも御発言がありましたけれども、このような状況だからこそ疑義を持って厳しく審査をしていくということのことでございました。この査定内容については、消費者庁としてしっかりと見てまいりたいというふうに思っております。

また、こちらの方から、消費者の視点からの疑問点・意見ということでお示しをさせていただいてきてございます。電力会社同士の横比較については、そもそもこれまでの効率化の取組を評価し、これを発射台としてさらなる効率化を求めていくべきではないかと。あるいは、各電力会社が最大限の効率化を見込んでいるとおっしゃっておりますけれども、それは何をもって最大限と判断するのかと。このような問題提起をさせていただいていたところでございます。これにつきましては、今ほど説明もございましたけれども、エビデンスを見せていただきながら消費者庁としても確認することが必要だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、事務局におかれましては、7社から申請が上がってきているという状況もあつて、膨大な作業だったというふうに容易に想定されるところでございます。その中でも、この専門会合の場、オープンの場合では示せないというようなデータもあるものと思ひれますので、別途説明をいただければと思ひておるところでございます。引き続きましてよろしくお願ひを申し上げます。

○山内座長　ありがとうございます。

他に御発言の御希望はいらっしゃいますか。特にはよろしいですか。

それでは、本件につきましてはこの専門会合としては大きな異論がなかったということでございますので、事務局案のとおり、本会合における消費者庁及び消費者委員会から意見等への回答というふうにさせていただこうと思ひます。よろしゅうございますね。ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただき、2番目の議事はその他の論点であります。これについても事務局から御説明をお願ひしたいと思ひます。その後、質疑の時間を取らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○池田取引監視課長　資料4を御覧ください。これは、前回議論になったこと、あるいはその後指摘が出てきたところを取りまとめさせていただいたものでございます。

まず、効率化係数の算定につきましてですが、3スライド目でございます。ここは、1つは計算の誤りがありまして、前回北陸電力について効率化係数7.7%、あと東電エナジーパートナーについては12.9%というふうに計算をしていたのですが、これは北陸電力の①欄に入れている14.7%、これを②の欄に誤って計上したことによってちょっと数字が少なく計上されていまして、結果、北陸は12.6%、これで連動する形で東京電力の値も13.7%というところで、ちょっと修正をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、この効率化係数についての論点としましては、まず1番目に、各事業者が申請時に織り込んだ効率化の扱い。7スライド目をお願いします。これは、主に「各事業者の申請値」と「ベンチマーク」の差分に基づいて効率化係数を算定しておりまして、そうすると、自主的に効率化が行われて申請値の水準が引き下がっている場合は、効率化係数も緩和されると。そういった相関関係にございます。そうすると、これから査定を行って、結果kWh当たりのコストが変わったときにこの値を差し替えるべきかどうかというところが論点となるわけでございますが、自主的な効率化の取組、要は査定を行う前の自主的な効率化の取組をベースとした算定というのは、恣意的な織込みが排除可能となるといふところと、あと2つ目のとおり、仮に個別査定後の費用水準に基づいて効率化係数を設定した場合は、個別査定が多い事業者の効率化係数が緩和される可能性がある。そういうパラドックスが生じることから、査定をした金額でまた再計算をするのではなくて、あくまでも当初に申請された値で効率化係数をフィックスするというのが適切ではないかというふうに考えるところでございます。

もう一つの大きな論点としまして、これは北海道電力さんから指摘があったところですが、10スライド目でございます。北海道のエリアというのは、要は予備力を確保する必要があるというところで、kWベースで考慮いただきたいという御意見が出たところで、すけれども、大規模電源脱落については主に北本連系設備からの受電で対応というところで、この検証結果だけでは、効率化係数の算定に当たり、予備力確保を考慮すべきとは言えないかなと。さらに複数の委員から、個別事情については非常に理解できるのだけれども、個別事情を入れると結局横比較ができなくなるといった指摘もあることから、今回、予備力確保のkWについてはこの効率化係数の算定に含めないこととしてはどうかというふうに考えるところでございます。

続きまして、3番目に、12ページ目ですけれども、修繕費についてメルクマール査定を行って、さらにこの効率化で査定を行うと二重査定にならないかと、そういった指摘が前回ございました。

この点につきましては、13スライド目のとおり、メルクマール超過分については厳格に査定しつつ、メルクマールの範囲内に収まる範囲については、メルクマールが自社の過去水準であるため、要は自社の過去水準からの深掘りが必要な部分、要は②③に絞って効率化を求めることとしてはどうかと。他方、このメルクマールを超える部分、上回る部分については①の査定との重複が生じないので、メルクマールを超過する部分については①②

③の査定を行って、メルクマールを下回るところについては過去に立ち返る①の部分を除いた②と③に絞って効率化を求めるということではいかがでしょうかというふうに考えるところでございます。

続きまして15スライド目でございますけれども、ヤードスティックと効率化係数についてもやはり重複しないように、双方の考えを前回整理したところですが、16スライド目で改めて各費用項目別に、ヤードスティック査定と効率化係数による査定を、どちらの方でいくべきかというところを整理させていただいております。

あと、19スライド目でございますが、原子力発電所の再稼働に係る費用と効率化係数の関係ということで、第42回会合においては、各事業者から「原子力発電所の再稼働による原価抑制効果があるので、原子力発電所の再稼働に係る費用は、効率化係数の対象外とすべき」といった御指摘がありました。そこについては、確かに原子力発電所を再稼働することで料金原価が抑制される可能性が高いと考えられるところでございますが、他方で、再稼働に係る費用を効率化し、原価抑制効果をさらに高める努力も必要であるというところで、またさらに原発が再稼働した場合は卸電力市場などを通じた売電が行われるところ、要は審査結果に関わらず原価を最大限抑制し、収支を改善することが事業者にとって合理的な行動ということで、効率化係数による査定が原価低減意欲をそぐことにはつながらないというふうに考えるところでございまして、そこは対象外とすべきではないというふうに考えるところでございます。

続きまして、23スライド目ですね。これは第41回会合で出た議論でございますけれども、業務設備については、過去の設備投資に伴う減価償却費も効率化係数の対象とすることとしましたが、その上で減価償却費の算定方法を明確化する必要があるというところでございまして、そこで考えられるのは、簿価に対しても効率化係数を適用と。その結果、減価償却費及びレートベースも減額することとしてはどうかというふうに考えるところでございます。

そして、次のページですけれども、原価算定期間中に新たに行う設備投資については、基本的に未契約分については効率化係数での査定を行う方針であるということで、他方で、新たな設備投資の既契約分については効率化係数の適用の取扱いを明確化する必要があるということで、これを踏まえますと、業務設備に係る設備投資については、既契約・未契約によらず、効率化係数の対象としてはどうかと。これによって、既契約・未契約によらず簿価が圧縮されますし、あと、二重査定を避けるためには、新規の設備投資分が竣工し

て減価償却が始まった場合は既に簿価が圧縮されていることから、当該新規投資分の簿価については効率化係数を適用しないというふうに考えるのがいいのではないかというふうに思われるところでございます。

効率化係数は以上でございまして、次に非化石証書の販売収入の取扱いでございまして。

27スライド目ですけれども、非化石証書の販売収入に係るこれまでの議論としましては、資源エネルギー庁の中間取りまとめでは、規制料金との関係で、発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石証書の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性があるという指摘されていまして、一方で、規制料金と非化石証書の双方から二重回収が生じないように留意することの必要性も示されておりまして、それをどのように審査を行うのが適切かというところでございます。

それについては29スライド目のとおりでございまして、非化石証書の販売収入につきましては非化石電源の設備投資や維持に充てるものとされており、また、控除収益には位置付けられておりませんので、これを踏まえますと、非化石証書の販売収入というのは、設備投資あるいは修繕費・固定資産除却費から減額するものとして整理するということが一案ではないかというふうに考えられるところでございます。

そして、各事業者の対応は統一的ではないため、恣意的な織込みとなる場合も考えられるところ、今回の料金審査ではこの区分に書かせていただいたとおり、まず非化石証書の販売収入を設備投資や維持に充てる方針を示しているかと。いない場合には、修繕費・固定資産除却から減額と。そういった方針を示している場合には、料金原価の算定に当たって実際そのように減額しているかと。それでYesの場合は修繕費等から減額と。そうしていない場合は、事前にルールが整備されているかどうかというところで、その当てている減価償却期間を踏まえるか、あるいは15年という減価償却期間を適用するとか、そういうふうに考えているところでございます。

続きまして、事業報酬のところ、34スライド目でございます。事業報酬については、レベニューキャップによる託送料金の改定によって、要は小売料金の原価上の事業報酬額が変化することになりますけれども、この改定による影響というのは最終的な補正で反映することとしてはどうかというふうに考えているところでございます。

続きまして、基本料金と電力量料金の、要はレートメークの話でございまして。中国電力の基本料金と電力量料金の設定方法についての議論ですけれども、この点については39スライド目の3ポツ目で示させていただいたとおり、中国電力については基本料金の値上げ

を織り込んだ場合、モデル料金に占める基本料金の割合が相対的に高くなるということが確認されて、その上で今回の料金改定の主たる要因が燃料費の高騰であるから、やはり基本料金は据え置くべきと考えるが、この点について御意見をいただければと思います。

さらに、レートメークに関しては45スライド目ですけれども、北陸電力の季節別料金ですね、夏季の料金を排出することが合理的なのかどうかというところが議論になったところですが、この点については北陸電力の方から「季節別料金の見直しは行わない」という回答があったため、北陸電力の申出のとおり、見直しを行わない整理としてはどうかと考えるところでございます。

最後に、これは論点ではなくて御報告でございますけれども、需要家からの問合せ対応ですね。48スライド目ですけれども、前回の会合では、それぞれ各事業者とも自社ホームページ内に特設サイトを開設する等々を行っていることも確認いただきましたが、改めて需要家からの電気料金改定に対する問合せ、あるいは電気料金使用量などに対する問合せについて、事務局においても各事業者のホームページを確認したので、その結果を以下につけさせていただいております。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

その他の論点ということで、今までのところでいろいろ残された点があったんですよ。それについてまとめてといいますか、スライドにありますように、1～5まで事務局としての対応案を考えていただいたということでもあります。特に効率化係数については随分いろいろな御指摘をいただいて、事業者さんからもこういったことを考えてほしいということで、スライド6にありますけれども、6点ぐらいあったわけですが、それについて対応していただいたということでもあります。この内容について皆さんに御審議をいただくということにしたいと思います。

また手挙げ機能で発言の御希望を賜りたいというふうに思います。いかがでございましょう。かなり細かくやっつけていただいているのであれですけど、御感想でも結構でございます。どなたか御発言ありますでしょうか。特によろしいですかね。

北海道電力さんから手が挙がりました。委員の方はいらっしゃらないので、オブザーバーですけれども、では北海道電力、四国電力の順で御発言いただきます。どうぞ、御発言ください。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。

効率化の査定につきまして、前回の当社意見や委員の皆様からの御意見を踏まえた査定方針が示されておりまして、当社といたしましてはこれを受け入れさせていただくことで考えておりますが、最終的な査定方針の取りまとめに当たりまして、効率化係数に関して2点コメントさせていただいた上でお願いがございます。

まず、事務局様の資料4のスライド10の投影をお願いできますでしょうか。こちらには、前回の当社説明に対しまして、「大規模電源脱落リスクに対し、主に北本連系設備からの受電で対応する旨が記載されており、この検証結果だけでは効率化係数算定に当たり予備力確保を考慮すべきとは言えない」と記載されております。まずこの154万kW大規模電源脱落リスクに対しましては、北本連系線からの受電が考慮されるということにつきまして、私どもとしても認識した上で御説明させていただいたものでございます。この点については、kWの調達を行う2025年度の容量市場メインオークションの目標調達量におきましても、北海道エリアは北本連系線からの受電を考慮した上で、需要想定に対して本州エリアよりも11%分多くkWが必要とされているという事実もございまして、他エリアよりも予備力が必要という状況は明らかであると考えてございます。

次に、2点目ですが、スライド11をお願いしたいと思います。こちらについては、当社説明に対して、「発受電電力量に占める小売事業者によるF I T売電の割合から、北海道だけがF I T買取の割合が極端に大きいとは言えない」と記載されております。この点について、至近における再エネ電源の急激な拡大というのは、2017年4月以降開始となりました送配電事業者による買取り分、これが大宗を占めているということから、これ以降に増加していない小売事業者による買取り分だけではなく、エリアにおける再エネ電源全体で本来評価する必要があるものと考えております。至近の実績の各エリアにおける発電電力量に占める再エネ電源の比率としては、北海道は7.4%と、全国で最も高いというデータも確認しているところでございます。

前回の専門会合では、当社の状況としてkWhの低下が避けられない中においても、kWは変わらず必要となるということから、kWでの評価をお願いしておりました。仮にkW評価を行うと、当社の試算では効率化係数が10%程度になるところを、今回の査定方針はkWh評価のみによる効率化係数23%を適用される状況になっておりまして、電源固定費の査定としては極めて厳しい内容と受け止めてございます。個別事情は勘案できないという方針については理解しており、冒頭申し上げましたとおり当社としてはこの方針を受け入れさせていただくことで考えておりますが、最終的な査定方針の取りまとめに当たりましては、

今回申し上げました当社の事情につきましても、ぜひとも記載していただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

当社からは以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、四国電力から手が挙がっています。四国電力、どうぞ御発言ください。

○宮本オブザーバー 四国電力・宮本でございます。

前回の料金制度専門会合において、当社から、申請時に織り込んだ経営効率化額の取扱いや、修繕費における経営効率化査定及びメルクマール査定の取扱いについて発言させていただきました。この点を踏まえて、今回の整理をいただいたことについて感謝申し上げますが、追加で1点お願いがございます。

今回の整理のうち、資料4の7ページに「各事業者が申請時に織り込んだ効率化の取扱い」について整理いただいております。今回の事務局整理では、自主的な効率化の織り込みを含めて申請水準が低下することにより、効率化係数も緩和されることを勘案し、前回の事務局提案の方法とする方針が示されていると理解しております。

当社が、前回会合において説明させていただいた効率化査定については、今回資料の5ページ目や7～8ページ目に記載されている矢印の箇所になります。緑の矢印で示されるベンチマークまでの効率化は、現時点の実績に対し効率化が足りていないと判断された部分に対する査定であり、その部分と、青の矢印で示される今後の効率化期待分としての1.4%/年の3年分とは、効率化の趣旨が異なるものと考えております。つまり、今回の申請原価に織り込んだ経営効率化効果のうち、資材調達力のさらなる強化など、現在、取り組みを進めている追加的な効率化努力の先取りによる35億円のコスト削減は、将来の効率化成果という点で、今回整理における青矢印の「継続的な効率化」と同じであると考えております。従って、この部分の重複を回避するために、今回の効率化比較の基準となっている申請原価の単価を効率化努力の先取り35億円を反映する前の値で評価することで、今回の申請原価を仮想的に引き上げ、緑の矢印を長くしておいた上で、そこを基準に効率化係数4.2%を適用し、効率化努力の先取り35億円と相殺する考え方が適当であると考えておりますので、実際の査定におきまして御配慮いただければと思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

次、北陸電力からの御発言、どうぞ御発言ください。

○平田オブザーバー 北陸電力・平田です。

資料4の3ページを出していただけますでしょうか。この発電部門の効率化係数の算定に関しまして意見を申し上げます。

この表の一番上の行、今回申請単価について、当社は4.36円/kWhで、6社中2番目に低い単価となっております。

次に、2行目の過去6年平均単価につきましては、3円66銭ということで最も低くなっております。これは、当社が経営効率化を進めて、東日本大震災以降の料金値上げを回避してきたことの証左であると考えております。今回申請単価と過去6年平均単価の差異、4円36銭と3円66銭の差異には、申請原価に志賀2号の再稼働に必要な固定費を織り込んだことが影響しておりますが、これにつきましては燃料費の減少及び他社販売電力料の増加により、全体では原価低減につながっている旨、今まで御説明してきたとおりでございます。

一方で、計算結果としての当社査定率、一番下の効率化係数でございますが、これにつきましては当社の値が12.6%で6社中低い方から4番目の値となり、当社と比較して申請単価が高い会社よりも査定率が高いという結果となっております。

このように、申請単価と査定率にねじれが起きている原因は、表の算定プロセスの①につきまして当社のみが過去6年の平均がベンチマークを下回っているために、この①の計算プロセスにおいて当社のみ今回申請単価とベンチマークの乖離を査定率として計算されているにもかかわらず、他社さんの②で講じられている激変緩和が適用されていないということによるものでございます。事業者間の公平性という観点と、それから単価の低い事業者がより高い査定率を課せられるということ、及びベンチマークとの比較において、当社のみ激変緩和が適用されていないということにつきまして合理的な査定ではないというふうに考えますので、この点について再考をお願いしたいと存じます。

当社の意見は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

3社から御意見が出ましたけれども、他の委員の方はいかがでしょうか。何か意見はございますか。あるいは、他のオブザーバーの方でも結構でございますが。

もしあれでしたら、取りあえずこの3つの御発言について事務局はどんなふうに考えていらっしゃるかということについてコメントいただけますでしょうか。

○池田取引監視課長 どうも御発言ありがとうございます。

まず、北海道電力さんのF I T買取りについて、エリアにおける再エネ電源全体で評価していただきたいということでございますけれども、やはりここは、事務局としては繰り返になってしまうんですけれども、個別事情を考慮するとなかなか横比較が難しくなってしまうのではないかと。要は、審査要領上でも示されている経営効率化については事業者間の比較によって査定を行うというところにちょっと合致しなくなるのではないかとというふうに考えるところでございます。

あと、もう一つ、四国電力さんのこれまで、要は申請に当たって既に35億円分の経費削減といえますか、効率化を先取りしているというところについても評価いただきたいという話でございましたけれども、我々、各事業者さん、四国電力さんに限らず、それぞれの効率化について配慮・工夫を行って申請をしてきているというふうには認識をしているところでございまして、そこもやはりある程度は、その取組については非常に評価ができるとしても、やはり事業者間の比較による査定という原則に立つとそこもなかなか考慮していくのが難しいというふうに考えるところで答えます。

そしてあと、北陸電力さんの、要は単位当たりのコストが一番効率的であるにもかかわらず、効率化係数ではこの値が高くなってしまってねじれが生じているという点につきましては、これはちょっと、確かにそういう問題は重々承知してはいるところですが、やはり基本的な発想としては、過去と同程度の、過去達成していた効率化については実現は難しいとは言えないという発想に立っておりまして、ですからこの効率化係数に逆転が生じたとしても、逆転が生じるから過去水準に特別に戻らなくてもいいというものもなかなか言いづらいところでございまして、これもやはりここで示した案が適当であるというふうに事務局では考えているところでございます。

○山内座長 ありがとうございました。

ということでございまして、委員の方は何か御発言等はございますか。

委員の方は特にないということであれば、オブザーバーの事業者の方から御意見いただきましたが、事務局としてはこういう考えだということでございますので、この原案については委員の方の異論はなかったということでございますので、この案のとおり進めていただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題3、公聴会・国民の声に対する見解について。それを事務局から御説明いただいて、その後質疑にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○池田取引監視課長 それでは、資料5—1からになりますが、前回会合で北海道の公

聴会の模様も紹介していなかったというところで、公聴会での状況を中心に御説明したいと思います。

これは開催順でございまして、まず資料5―1ですけれども、沖縄電力の公聴会でございます。これは1月30日でしたが、意見陳述人は3名ございまして、値上げに反対・賛成する、双方ございましたし、あとは経営効率化が足りないのではないかと。あとは再エネ導入拡大とかカーボンニュートラルへの積極的な投資をすべきといった意見が出てきたところでございます。

続きまして、四国電力、資料5―2でございまして、四国につきましては意見陳述人がゼロということでございましたが、国民の声につきましては20件提出をされたところでございます。そして、公聴会自体は開催をいたしまして、それぞれ国民の声を紹介させていただいたというところでございますが、これについてもやはり値上げ反対、これ以上の値上げは困ると。あと、値上げに賛成、燃料価格の高騰による値上げでやむを得ないと。そういった賛否がございましたし、あとは沖縄同様、経営効率化が足りない、あるいは再エネ導入を推進すべきと、そういった意見が国民の声としては出されたところでございます。

あと、資料5―3は中国電力、2月9日でございました。そして、意見陳述人は4名いらっしゃいまして、中国電力の公聴会はカルテルと値上げの点についての意見が多くございまして、例えばカルテルと値上げが同時期に起きたということは何かあるのではないかと、あるいはカルテルの真相と責任が明らかになるまで値上げをすべきではない、そういった御意見が出てきたところでございます。あとは、原子力発電コストに関する疑問も示されたところでございます。

続きまして、資料5―4で、これは北陸電力でございまして、これは2月14日でございます。意見陳述人は8名いらっしゃいました。北陸についても、値上げ幅が大き過ぎるところで値上げに反対、あるいは逆に燃料価格高騰によるものでやむを得ない一面があるということで値上げに賛成と、両方の意見がございましたし、また、他のブロックと同様、経営効率化が足りない。例えば経営姿勢のゆがみについて、その結果生じてしまったツケを消費者に負わせているのではないかとといった指摘もありました。あとは、原発再稼働に反対といった意見もちょっと目立っていたところでございます。

続きまして、資料5―5です。これは東北電力でございまして、公聴会は2月16日に行われまして、意見陳述人は11名いらっしゃいました。これも他の会社と同様、値上げについても賛否両方ございましたのと、あと再エネ導入は推進すべきと。あとは、原子力発電

の再稼働に反対といった意見も目立ったところでございます。あとは、大手電力による内外無差別を徹底すべきといった意見も出ておりました。

続きまして、資料５―６は東京電力エナジーパートナーの公聴会でございます。こちらの方は、値上げに関しては反対の意見であって、値上げ幅が大き過ぎる、あるいは値上げをしておきながら賃上げを行うことには違和感といった指摘、あとは経営効率化が足りないのではないかと。あとは、原子力発電コストに疑問と。要は、再稼働を見込まない原子力発電所からの電源調達に係る基本料金の支払い、原子力PPAの基本料金の支払い方法をやめるべき。あとは、逆に原子力発電所を再稼働すべきと。現存する原発は規制を緩めてでも活用すべきと。あとは、その他には再エネ賦課金を享受でき、様々な事故を引き起こす再エネ、要は太陽光発電ですね。太陽光発電をつくり過ぎるのをやめるべきといった指摘がありました。

最後に、資料５―７、これは北海道でございまして、４月20日に行われたところでございます。意見陳述人は11名いらっしゃいまして、値上げに反対という意見でございました。あとは経営効率化が足りないですとか、原子力発電コストにも疑問と。あとは再エネ導入を推進すべき、あるいは国の支援を求めると。そういった意見が出てきたところでございます。

それぞれ、監視等委員会といいますか、この専門会合として見解というところの案を書かせていただいたところで、これについてもちょっと御審議いただきたいというふうに思っています。

御説明は以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

そういうことで、公聴会、それから国民の声、寄せられた意見、これについて御紹介いただいて、その対応案をお示しいただきましたが、これについていかがでしょう。

特に御発言はございませんか。特に御発言がないということでございましたら、基本的に事務局から御提示のあった案のとおり進めることとさせていただこうと思います。事務局はこの方針で対応を進めていただくようお願い申し上げます。よろしゅうございますかね。

それでは、議事を進めさせていただきます。最終の議題です。特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針案ということで、これは全体の取りまとめということになります。これについて事務局から御説明をいただき、また御質疑とさせていただきます。よろしく

お願いいたします。

○池田取引監視課長　それでは、資料6を御覧ください。特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針案ということでございます。

まず、それぞれ、現在ホームページにこの資料を掲載させていただいているところでございますが、これは本来は全部通しのページ番号がつくはずでございますが、章別にページ番号が1から振り直されておりまして、これは後ほどスライド番号を修正して改めてホームページに資料を掲載させていただきたいというふうに考えてございます。

そして、かなり全体としては非常に厚い資料になっておりますが、これはこれまでの専門会合で挙げさせていただいた資料等をベースとしたものでございます。

そして、構成としましては、2ページ目に目次を打ってございますけれども、この内容の分厚いところは査定方針案の各論というところでございますが、ここがこれまで御審議いただいたことの集大成になっております。ただ、大部につきまして、1ポツから5ポツまでの資料を使って説明させていただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただきまして3スライド目、本資料の位置付けということで、本資料はみなし電気事業者7社が経済産業大臣に対して行った特定小売供給約款の変更認可申請について、料金制度専門会合としての査定方針案を取りまとめたものということでございます。それで、本資料につきましてはこれまでの御審議の内容を反映させていただいたものでございます。

4スライド目以降は規制料金の位置付けで、これは説明を割愛させていただきたいと思います。

続きまして10スライド目ですけれども、これは規制料金の改定申請の概要ということでございまして、ここにつきましても11ページ目以降でございますけれども、申請が行われて、さらに燃料費等の再算定も行っていましたということ。

あと、12スライド目、13スライド目に、それぞれ各社の現行の料金、あと当初申請、あと補正後についてそれぞれまとめさせていただいております。

続きまして、18スライド目以降、規制料金の審査の概要ということでございます。

25ページ目以降に審議経過をまとめさせていただいております。25ページから27ページにかけてまとめさせていただきましたけれども、27ページのとおり、今日を含めて全部で16回御審議いただいたということでございます。

さらに28スライド目以降は審査チームにおけるインナー会合の実施状況ということでご

ざいまして、30ページにかけましてまとめさせていただきましたけれども、合計33回のインナー会合を開かせていただいたということで、インナー会合と専門会合を合計しますと49回の会合が開かれたということでございます。

続きまして、31ページからは査定方針案の概要ということでございます。

32スライド目を御覧ください。

まず、需要想定と供給力につきましては、需要想定につきましては合理的でない手法や根拠に基づいた算定は確認されませんでしたと。あと、供給力につきましても合理的でない考え方に基づいた供給力の積み上げというのは確認されませんでした。北海道電力と東京電力エナジーパートナーは供給計画案をベースに当初申請を行っていましたので、そこは最終的な補正においては2023年の計画を基に料金算定を行っていただくということでございます。

続きまして、経営効率化については先ほど御議論いただきましたので割愛させていただきます。

続きまして33スライド目、燃料費についてでございます。燃料費につきましては、燃料価格の変動を踏まえて燃料費を再算定いただきましたと。あとは、火力発電所の数量につきましては原則としてメリットオーダーに基づいた電源運用が行われており、それに基づいて算定されていることが確認されました。あと、石炭（海外炭）の単価でございますが、これにつきましては旧一般電気事業者とJERAの熱量当たりの調達単価を基にトップランナー査定を行うこととしました。あと、LNGの調達数量につきましても、スポット価格が高いことを踏まえまして、中長期計画の追加調達オプションを最大限行使してスポット調達量の抑制を求めます。あと、LNGの中長期契約につきましても、海外炭同様トップランナー査定を行うこととしました。あと、LNGのスポット調達の単価につきましても、旧一般電気事業者及びJERAの平均スポット調達価格を織り込むことといたしました。

次に、34スライド目でございます。購入販売電力料でございますが、スポット市場からの調達につきましても再算定を行っていただきまして、2023年度の電力先物価格を想定市場価格として用いることといたしました。あと、東京電力エナジーパートナーにおけるJERAからの購入電力料につきましては、グループ内取引であり、市場における競争的な調達価格となっているかを丁寧に確認する観点から、他の事業者における相対購入価格との比較を行ってトップランナー査定を行うということでございます。あと、日本原電など

の原子力発電所につきましても、共同開発ということで認められるため、原価算定期間における受電というのが見込まれていなくてもその購入電力料を原価に算入することは認めます。一方で、修繕費や委託費などについては申請者と同様の効率化を求め、査定を行っていきます。あと、最後に他社への相対卸売については、スポット市場価格を下回る価格で販売することを見込む事業者に対しては、スポット市場価格での販売を織り込むように求めるなど、適切な収益見込みを織り込んでいただくということです。

あと、原子力バックエンド費用につきましては、法令に基づいて適正な費用が織り込まれているかどうかというのを確認いたしました。その結果、四国電力につきましては将来の単価を独自に見込んだ算定方法を用いていたのですけれども、この算定方法については認められないということでございます。あとは、当初申請において2021年度の諸元を用いて算定している場合につきましてはアップデートをするということでございます。

続きまして、35スライド目でございますが、人員計画・人件費につきましては、従業員1人当たりの生産性を評価したところ、人員数が明らかに過剰な水準とは言えないというふうに考えられるところでございます。また、役員給与についてですが、国家公務員指定職の給与水準の平均となっていることを確認いたしましたし、あとは社外役員につきましては、過去の査定水準よりも高い水準となっている事業者については過去の料金審査の水準に合わせていただくというところでございます。あと、従業員1人当たりの年間給与水準については、「エスカレーションは原則認めない」という料金審査要領の原則に基づいて厳格に査定をして、賃上げ分の原価算入は認めないんですけれども、3月に公表されました厚生労働省の最新の統計データを使って2022年度の最新の調査を参照させていただくということでございます。

修繕費につきましては、メルクマール超過分につきましては火力・水力は原価算入を認めませんけれども、原子力につきましては安全審査や手法判断などに伴って停止等が必要となって、原子力の修繕費のメルクマールが抑制されているので、例外的に原価算入を認めるというところでございます。

設備投資につきましては、不使用の土地・建物・機械装置については合理的でない部分については査定を行うというところで、これも社宅については入居率が低い場合は査定をする等々、あるいは体育館などの厚生施設も査定対象。あとは、他者に貸与している土地・建物についても、無償貸与している場合は査定をすると。また、稼働率が低い発電設備については査定対象となる設備は見られなかったというところでございまして、これは

特別監査を通じてそれぞれ確認を行ったところでございます。

事業報酬につきましては、自己資本報酬率の算定に用いる公社債利回り及び全産業自己資本利益率については直近7年を平均期間とし、他人資本報酬率については、発販一体の事業者については親会社単体の有利子負債利率を、あと発販分離の事業者は連結の有利子負債利率を用いるということにいたしました。また東電エナジーパートナーの事業報酬についてはJ E R Aも考慮して算定をするということになったところでございます。

その他経費につきましては、石炭灰処理費の算定根拠となる灰発生率ですけれども、中国電力だけが他と異なる方法で算定していましたが、これについては過去の実績値を基に算定していて、合理的であるというふうに整理されたところでございます。賃借料につきましては、社宅や寮などの借地借家料ですね、これが周辺物件の平均的な水準を上回っている場合にはその超過分を減額する。委託費・研究費につきましても、優先度が低い費用につきましては料金原価への算入は認められない。普及開発関係費につきましては、販売促進の側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用ですとか、脱炭素に関するP R費用、地域イベント支援に係る費用などは料金原価から除きます。あとは、温水プール等々も同様でございます。D X研修に係る費用や販売促進に係る研修費用についても、優先度が低いものは料金原価から除外しますと。あとは、団体費のうち事業目的など合理的な理由があるものについては、料金原価への算入を認めますと。これは、審査要領上は基本的方針としては算入を認めないとなっていた費用でございますが、合理的な理由があれば認めると。貸倒損につきましては、一時的な特例措置に伴う費用については料金原価から減額をしますし、あと、寄付金については、これは料金審査要領では算入が認められない費用でございますが、入っていないということは確認したところでございます。

38スライド目ですけれども、公租公課につきましては、料金算定規則や各税法などに基づき、適切に算定されていることを確認いたしました。法人税等を算定するに当たっては、計算上の一株当たりの配当金額につきまして、各事業者の直近10年の単純平均値を基に、30円とすると。あとは、株式分割により発行済株式の数が増加している場合には、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額を支払われていることを前提に、申請時点の発行済株式の数を用いることとするということでございます。あと、北海道電力にございました法人税等の算定に当たっての優先株式の取扱いでございますけれども、配当金額が安定的に支払われていることを前提に、申請どおり発行済株式への計上を認める一方、利益準備金積立額については料金原価への算入は認められないというところでござい

ます。あと、東京電力エナジーパートナーの法人税の算定でございますが、これはホールディングスの発行済み株式の数に計算上の一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の計算上の配当金額を推計した上で、それで按分をして東電エナジーパートナーの配当金額を推計することということでございます。

あと、控除収益については、契約・法令に基づいて適切に算定されていることを確認したところでございます。

費用の配賦につきましては、「直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分」や「レベニューキャップ制度の導入に伴う変動分」も反映して再算定していただきましたが、その補正後の総原価を基に確認いたしました。その結果、沖縄電力につきましては算定誤りがございましたので、そこについては料金算定規則にのっとって補正を求めることとするということでございます。

そして、レートメイク・約款でございますが、これについても補正後総原価を基に確認したところ、基本料金と電力量料金の設定方法につきましては、基本料金につきましては燃料価格の高騰というのが主たる要因なので据え置くこととすると。あと、3段階料金の設定方法につきましても、今回の料金改定審査の主たる要因が燃料価格の高騰に伴うものですから、3段階一律に電力量単価を上乗せすると。あと、各事業者が、電気料金改定やその他供給条件の変更については需要家に対する周知活動を実施しているということを確認したところでございます。また、その他供給条件の変更内容でございますが、いずれにしても条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものでございまして、不平等であるとは言えないということを確認したところでございます。

今のが査定方針を概括的に説明したところですが、その後に続きますのが各論で、基本的な構成としましてはそれぞれ概要について説明して、各社の申請の概要についても紹介した後、論点を挙げて、それで審査の結果として、今までの資料では「こう考えるべきではないか」とか「ここを考えることについてどうか」とか疑問形になっていたところ、今回それを専門会合でそれぞれ異論がなかった部分について「するべきである」という形で書かせていただいているものになります。

以上が査定方針案の案でございまして、本日これについて御審議いただきたいというふうに思います。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

ということで、査定方針案、全体の取りまとめが資料6、概要のところですね。それから、それに続いて、具体的な内容については資料6—1からずっと続いておるということであります。これについて御議論いただくということではありますが、かなり多くの項目についてまとめられているということと、それからもう随分前に議論をして、ああ、こういうのがあったなど、そういうようなことも含まれているところではあります、その後も何度か議論を重ねてここに至ったというところでもあります。

それでは、これについて皆さんから御意見をいただきたいというふうに思います。挙手機能をお願いします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

電気料金の改定というのは昔からかなり作業が膨大になるというようなことがあったわけではありますが、さらに加えてシステム改革というのがあって、いろいろ事業形態も変わったということがあり、算定要領も、基本はありますけれどもいろいろな側面からそれに対応しなければいけないところがあったということでもあります。それから、冒頭にありましたけれども、今回はいろいろ不正事案等もございましたので、その点も考慮したということもございまして、その結果がここにまとまったということでもあります。事務局におかれましては大変な作業をしていただいて、またいろいろな要望について受け入れていただいてありがたかったなど、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

河野委員から手が挙がりました。河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員　河野でございます。

本当に今、山内先生からお話があったとおり、今回の査定方針案に、今日御提示至るまでは本当に大変な時間と労力をかけてくださったというふうに思っております。事務局の方は本当にお疲れさまでございました。私が今回のこの料金審査の全容をしっかり理解しているかというところに関しましては、個人的には甚だ自信はございませんけれども、今回の変更認可申請に関しては法律や規則や審査要領にて照らして、公聴会やパブコメなども実施していただき、この料金制度専門会合において審議はとても丁寧に進められていまして、本日事務局がお示くださったこの査定方針の全体像に関しては異論はございません。その上で、3点申し上げたいというふうに思っています。

まず、今回の審査においては、審議途中で明らかになった電力会社による各種の不正事案によって、消費者庁さんからも御指摘があったとおり、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることという、値上げ審査に入るための前提に対する疑義が生じたことはやはり大きな問題だというふうに思っています。公正で健全

な事業活動を進めている中での、化石燃料価格の高騰に対するやむにやまれぬ対応としての値上げ申請であるならば、消費者ももっと冷静に受け止められたのではないかというふうに考えます。全ての国民に不可欠な財である電気を供給する事業者自身と、その事業活動に対する信頼性については、所掌官庁においてしっかりと指導監督をお願いしたいというふうに思います。

次に、具体的な項目に対する査定方針案についてですけれども、消費者として評価できるなど思ったのは、採録期間の見直しによる再計算の実施を行ってくださったことが、消費者からの苦しい声に応える判断であったと思います。また、総括原価方式でのコストの積み上げという、その算定方式であるために、専門的知識もなく一般の外部からは見えにくい電力会社の経営効率化の実情に対して、今回はデータを整理し深掘りした判断となったこと。それから、レートメークにおいても消費者の省エネ節電努力に報いる形で電力量料金への配賦にしてくださったということは評価したいというふうに思っております。今回の値上げ審査においては改めて整理された考え方などもありますので、従来のものと置き換えるなど、要領に関しましてもアップデートをお願いしたいというふうに思っています。

3点目としては、消費者に対する周知に関してでございます。この間の公聴会や国民の声などで、電気料金制度や電力供給のシステム等についてよく分からないとか、もっと丁寧な説明をお願いしたいというふうな意見がたくさん寄せられました。全国の消費者団体においても、値上げ申請のときは説明や意見交換の機会があるんだけど、それ以外ではコミュニケーションを取る機会はほとんどないというふうなお話を伺っています。経済的にお得であることというのはホームページのトップで派手に広報されますけれども、できましたらそれに加えて、日常的に消費者からは分かりにくい各事業者さんによる経営の効率化や、再エネや原子力発電などを含めて今後の電源構成をどうしていくのかなどについてもぜひ丁寧に情報発信していただいて、可能であれば意見交換の場を用意することで、電力を供給してくださる側と私たち消費者とが少なくともお互いを理解する機会を増やしていただきたいというふうに思っています。

長くなりましたが、最後に、電気の供給は社会や経済の振興への寄与はもう当然だと思っておりますけれども、私たち消費者にとってもとても重要な財でして、今ある制度、例えば再エネ賦課金や経過措置料金、燃料費調整制度など、在り方等も含めて、消費者保護の観点からも、電力システム全体についての検証、それから評価等をお願いしたいというふうに

思っております。

受け止めをお伝えしました。ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございました。

その他の方で御発言の御希望はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今、御感想、それから御意見をいただきましたので、事務局の方からコメントをお願いします。

○池田取引監視課長　大変勇気づけられるコメントと、あといろいろ含蓄に富むコメントをいただきましてどうもありがとうございます。

確かに、今いただいた御指摘を踏まえまして、不正事案の問題につきましては、まだカルテル等につきましてはまさに報告徴収を行い、さらにそれを踏まえて精査を進めていつている段階ではございますが、監督官庁としてどういう対応を取れるかというところはしっかりと考えていきたいと思えます。

また、審査でいろいろ出てきた問題、これについては、審査要領あるいは料金算定規則等々をアップデートすることも考えていきたいというふうに思います。

また、消費者への周知につきましても、これも日々、我々もどうすればこの複雑な制度を分かりやすく伝えられるかといったところは腐心しているところでございますが、引き続きいろいろ工夫をしていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○山内座長　圓尾委員、手が挙がっております。圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員　圓尾です。

主に2点申し上げたいと思えます。1つは、採録期間の見直しに関するやり取りであったり、公聴会でいろいろな御意見を伺って感じたことです。燃料費調整制度という、もう30年近く導入して経ち、当たり前のように根付いている制度ですら、一般の消費者の方にとっては――消費者だけではないかもしれないですけど、なかなか理解されていないという現実を目の当たりにして愕然としました。今、河野委員から消費者への周知というお話がありましたけれども、今までも料金改定のたびに電力各社さんはいろいろ工夫して分かりやすい周知を心がけていらしたと思えますけれども、もう一回、白紙に戻って考えていただきたいと思えます。よく電力会社の方々は「御理解ください」「御理解ください」と繰り返されますが、電力会社自身が、消費者が何を理解しているのか、何が分からないのかをしっかりと「理解し」、分かりやすい周知をやっていただきたいと思えます。本当に、燃料費調整制度がこんなにも理解されていないのかというのがこの議論を通じて、とても

私はショックだったので、よろしくお願ひしたいと思います。これは、もちろんエネ庁もです。

それから、2点目は、今回のいろいろな議論を通じて、特にJ E R A等の扱いですが、自由化が進んで会社の形態が変わってきたなど、いろいろな変化に料金算定規則が合っていないという点が見えてきました。またこのような値上げ申請があるかどうかは分かりませんし、ないことが望ましいと思いますが、経過措置料金が残っている以上は、今回の議論の中で見えてきた実態に即していない規則については今後洗い出して、ちゃんと改正しておく。もしまた値上げ申請があったときに対応できるようにしておく必要があるのではないのかなと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○池田取引監視課長 どうもありがとうございます。分かりやすい周知、あるいは今後に備えた基準の見直しというところについては、また今後に対応を考えていきたいというふうに思います。

○山内座長 ありがとうございます。

他に御意見はございませんかね。ありがとうございました。

それでは、この原案につきましては特に御異論はなかったというふうに思っております。それで、この方向で進めていただきますが、ただ、細かい文言の修正とか、あるいはそういったものが出てくる可能性があると思います。ですので、大変恐縮でございますが、この案でまとめていただきますが、そういった細かい点については私座長の方に一任をいただければと思いますけれども、よろしゅうございますか。

これも特に反対はなかったというふうに判断させていただいて、そのような取扱いにさせていただこうというふうに思います。ありがとうございました。

本日予定した議事は以上で全て終了ということになりますので、この先の進行は事務局の方でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第43回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうご

ざいました。

——了——